事例No.	523
公表年度	H29
団体の属性	都道府県
団体名	富山県

事例区分	公営企業

タグ	・駐車場整備事業

事例種類	事業廃止

事例内容・タイトル

富山駐車場の廃止について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成29年12月号）

先進事例紹介



富山駐車場の廃止について

富山県企業局経営管理課

1. はじめに

本県における地域開発事業は、一般行政施策との連携を図りながら、昭和 46 年から新規事業に関する計画の調査を開始し、昭和 50 年に駐車場の実施調査に着手しました。

この調査を受け、市街地における交通施策の一環として、昭和 51 年に富山駅前に富山駐車場を建設し、同年 11 月に営業を開始しました。その後、昭和 55 年 8 月に高岡駅前に高岡駐車場、平成 4 年 6 月に富山市中心部に富山中央駐車場の営業を開始しました。なお、高岡駐車場については、平成 23 年 4 月に高岡市へ譲与し、引き続き市営駐車場として営業を行っています。

平成 24 年 4 月以降には、富山駐車場及び富山中央駐車場について指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用することで、これまで以上の利用促進と効率的な事業運営が図られるよう努めてきました。

2. 富山駐車場廃止の背景

平成 26 年度に富山駐車場及び富山中央駐車場の指定管理者の更新時期を迎え、今後の駐車場のあり方について検討した結果、次のような理由から、富山駐車場を廃止することとしました。

・建築後 37 年余りが経過し、施設の老朽化が進んでいたこと
・建築当時に比べ、富山駅周辺地域には民間駐車場が整備されてきたこと
・県行政改革推進会議において、駐車場経営は「民間主導でサービス提供を行うことが適切な分野」に位置づけられたこと

図１　富山駐車場施設概要

収容台数		170台
構造		鉄骨造３階４層
規模	敷地（借地）面積	1,246.87㎡
	建築面積	1,081.84㎡
	延面積	3,114.88㎡
総事業費		194,000千円
営業開始年月日		昭和51年11月１日
所在地		富山市新桜町１－１

図２　富山駐車場営業状況の推移（過去５年間）

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用台数（台）		53,928	50,022	51,263	53,004	19,527
料金収入（千円）		35,498	32,324	33,857	35,725	11,898
	普通料金	9,389	7,968	10,415	11,042	5,258
	回数券料金	2,259	1,818	2,298	2,067	982
	定期駐車券料金	23,850	22,538	21,144	22,616	5,658

（注）平成27年10月１日に廃止

・平成 25 年度包括外部監査において「老朽化が進んでおり、売却を含めた検討が望まれる施設」とされたこと

3. 富山駐車場廃止に向けた取組み

富山駐車場の廃止については、平成 27 年 2 月の行政改革の取組み発表で公表するとともに、駐車場閉鎖の案内を駐車場構内での掲示やホームページでの掲載、駐車場の定期利用者（約 100 名）に対する個別案内等により行い、周知に努めました。

また、平成 27 年 3 月から 4 月にかけて、定期利用者に対し、近隣で運営している富山中央駐車場への移転希望の確認を行い、移転希望者全員（35 台分）を受け入れることで利便性の確保に努めました。

4. 富山駐車場の廃止及び建物解体

富山駐車場は、平成 27 年 9 月富山県定例議会において、富山駐車場廃止に伴う県営駐車場管理条例の改正がなされ、平成 27 年 10 月 1 日をもって廃止しました。

廃止日当日は、事前の定期利用者への周知徹底や指定管理者の協力のおかげで、駐車場内に滞在している車両は一台もなく、滞りなく駐車場の閉鎖が完了できました。

建物の解体工事については、平成 27 年 11 月から平成 28 年 3 月にかけて実施しました。工事着手前には、解体作業の影響を受ける可能性がある範囲（富山駐車場の敷地から概ね 30m 以内）の建物等を中心に、亀裂や損傷の測定等事前調査を行い、影響があった場合に備えました。

また、あらかじめ地元町内会に対し、工事概要等について事前説明会を実施し、地元周辺住民

図３　富山駐車場解体前



図４　富山駐車場解体後



図５　富山駐車場等跡地位置図



の理解が得られるよう努めました。

なお、事前説明会では、地元住民から工事車両の運搬経路や工事期間中の誘導員の配置、地下に埋設されている杭抜きの施工方法について質問がありました。

5. 富山駐車場解体後の跡地について

富山駅周辺地域という利便性の高い場所に位置することから、跡地についてはまちづくりに資する有効な活用が求められましたが、廃止の際には、具体的活用策が決まっていなかったことから、有効活用策が決まるまでの間、広場式駐車場として使用することを条件に、駐車場事業者へ土地を貸し付けることとしました。

富山駐車場の隣地は、一般会計が所有している土地であり、一般会計において新桜町駐車場（定期利用のみの広場式駐車場）を運営していました。そこで、一般会計担当課と協議の上、新桜町駐車場の営業を終了し、富山駐車場及び新桜町駐車場の跡地（以下「富山駐車場等跡地」という。）を一体として、駐車場事業者に貸し付けることとしました。この際、入札の執行等富山駐車場等跡地の今後の管理については企業局が行うこととなりました。

なお、富山駐車場等跡地を貸し付ける際には、あらかじめ再舗装の実施や側溝、フェンスの設置等の整備を行いました。

6. 富山駐車場等跡地の貸付方法

富山駐車場等跡地は平成 28 年 1 月に一般競争入札を実施し、貸付先である駐車場事業者を決定しました。

入札実施の際の入札条件等は図 6 のとおりです。

面積は富山駐車場跡地が 1,246.87 ㎡、一般会計所有地が 1,982.76 ㎡、合わせて 3,229.63 ㎡となり、一体として利用することで、約 140 台分の車が収容できるスペースを確保することができました。

予定価格は、県普通財産貸付料算定基準に基づき算定し、年額 25,319 千円に設定しました。

貸付期間については、跡地の有効活用策が決まった際に、速やかに対応できるよう 1 年間と

図６　入札時の貸付条件概要等

所在地	富山市新桜町１番１号及び２号
面積	3,229.63㎡ 〔富山駐車場跡地　1,246.87㎡ 新桜町駐車場跡地　1,982.76㎡〕
予定価格 （最低貸付料／年額）	25,319,000円（税込）
貸付期間	１年間　※最大２年間更新あり

いう短い期間に設定しました。（ただし、企業局と借受者の合意により最大 2 年間更新可能としています。）

なお、土地貸付により得られる貸付料収入については、企業局と一般会計との間で土地の面積割合に応じて按分することとしました。

7. 成果

富山駐車場等跡地を駐車場事業者に貸付けを行ったことで、次のような成果が挙げられました。

・遊休地の当面の活用策として、土地の貸付を行うことにより、定期的に駐車場事業者から貸付収入を確保できたこと。

・富山駐車場跡地は土地の形状がいびつであり、富山駐車場跡地単体での利用方法は制限されるが、新桜町駐車場跡地と合わせて土地を一体として考えることで、全面道路に面し、富山駅周辺地域としては比較的大きい面積の土地となるため、利用方法の選択肢が広がること。

・駐車場事業者が主体となって営業することとなったため、企業局及び一般会計職員の業務量が軽減されたこと。

8. 今後の課題

駐車場事業者へ富山駐車場等跡地を貸し付けて以来、2 年目を迎えています。跡地の活用策については、県有地の有効活用に関する会議等で検討がなされているものの、現時点では具体的活用策が決まっていない状態です。駅周辺の利便性の高い地域に位置することから、まちづくりに資する有効活用策の決定が急がれます。

県民ニーズに答えられるよう、引き続き検討していく必要があります。

9. おわりに

現在、企業局では地域開発事業として、富山中央駐車場の経営を行っていますが、富山中央駐車場についても県行政改革推進会議において「民間譲渡等を検討すべき施設である」とされており、今回の富山駐車場廃止の実績等をもとに、今後のあり方について検討していく必要があると考えています。

最後となりますが、これら本県での取組が貴都道府県のお役に立てば幸いです。